

輕視せず、英國系統ではフリーマン、メートランド等をも論じた。教授はアメリカ流の實際主義の人でないだけに、その講義も生き／＼として、悲劇を有たぬ國民は亡國の民であると論じたあたりは教授の思想の特色を示すものであつた。

佛蘭西の史家ではヴォールテア、ギイゾー、テエンに、デュルイよりラヴィスに至るまで漏る所がなかつたが、中にもクーランジュは天才的史家としてその研究法はランケの研究法と暗合せのものあることを論じ、トクヴィルをばクーランジュの新史學勃興前の過渡期の史家となし、モンゼンと比較して、後者の國家的であること、前者の黨派心等に全く囚はるゝことなく、その法制に關する見解は憲法や行政法等を獨立したものとし

て分類するを好まずして、國民信仰や社會關係からして國家的組織を説かうとしたので、こゝに綜合的研究の意義があることを詳論したのは極めて切實であつた。

講義の全體としては具體的事實の探究から綜合して、所謂抽象的歴史哲學に陥ることなく、近世史家の取扱つた史的内容そのものを批判し、一切の著作に對して價值批判を加へて論述したのであつた。そして研究法そのものは所謂方法ではなくして、歴史を組立つる徑路そのものに觸れ、時代精神に活躍する歴史的要素を分析する所は史實の選擇とその綜合とに就て大なる暗示を與ふるものがあつた。

施藥院

文學士 西田直二郎

一 來る六月朔日より九月十日迄

百日之内藥を施し候間

貧賤孤獨婦人小兒を

論せず病症によつて可令

治療之條所望之旁は

可被申來者也

一 大病にて來る事難成

仁はたとひ洛外たりども

行可令診脈者也

一 病人并藥所望之人々

明六ツ時より日中迄に

可被來者也

五月吉辰 施藥院

これは施藥院が京都に於て施藥治療をしたとき立てた高札の文言であつて、この高札は現に京都帝國大學が所藏する所である。この高札は通常の高札の形式であつて、繪馬形の板は、大さ横巾二尺二寸五分、豎中央尖角を有する部分に於て一尺

三寸八分、兩端に於ては一尺二寸ある。之れに二寸幅、長さ四尺四寸七分の柄を附してある。これはもと、大阪市三雲宗美氏の家藏にかゝるものであつた。所傳には其家祖が施藥治療をした時立てたものとのことである。而して三雲氏はもと施藥院と稱し、豊臣秀吉に近侍した施藥院全宗の家であつて、この外、其家に關する古文書記録類を傳へて來たのであつた。

私は先年、恩師三浦博士の示教によつて、この施藥院の家系である三雲宗美氏を訪ひ、其家に關する數多の文書記録を見ることを得た。而して是等は現今京都帝國大學文科大學に藏せらるゝこととなつた故に、こゝに之れについて記るさんとするのであつて、此文を草するは博士に負ふ所多いものである。

二、

さてこの高札は久しく雨露に曝されたと見えて

木理が聳立し、墨痕も亦隆起してゐる有様で、確かに其昔長き間建てられ、廣く告げたものと考へられる。其末尾月日をのみ記して、年號を載せてゐないことは、研究上惜しむべき感を興へるが、併しこれと同時に、この高札の實際を見ると直ちに眼のつくことは、文言の最初に「來る六月朔日より九月十日迄」とある部分のみが他の部分より板の色が稍々白くして、雨露の浸蝕をうくること少いを示してゐることである。これは、言ふまでもなく、此部分に紙などを貼付したことを考へしむるもので、今は其紙も取り去られたが、其爲め色が異りて見ゆるに至つたものであらう。即ちこれは又、この高札が其日付の所のみ變つて一度ならず使用したことを告げてゐるものである。

而してこの高札の文言に於て興味を惹くは、病人はたとひ洛外たりと云へども行きて診脈すべきことを言へると、又施藥を百日と限つてゐることなどであらう。一は救療施藥が廣く行きたることを望んだのと、一は施藥院なるものゝ施藥の實際がかくの如くに目を限つて行ひ、又度々行ふたものであると云ふことを思はしめて、施藥院の性質を考へしむる上に於て有益なる資料である。

三、

我國に於ける救濟賑恤の歴史は敢て其事實に於て乏しきを憂へない。太平昇代の盛事として、或は災異妖變に際して、無邊宏大の聖徳として、將又同胞相依の發露として史上に遺る美事の多くを見る事が出来る。併しかゝる種類の事實の常として、其事實が果して何れほど行はれたかと云ふことを確むるに甚しく困難を感じる。一般社會的事項にも同様の感を持つものもないことはないが、この種の事項に於て殊に然りと思はれる。この點に於てこゝに言ふ施藥のことは可成尊重すべき資料だと考へるものであるが、併し又同様の遺憾が

伴ふてゐる。今少しく之れについて考説を試みた
い。

施藥院の名は我國にては已に推古時代に於て見
奈良朝に於ては光明皇后が皇后宮職内に設けられ
たことなどは有名なことである。正倉院の文書中
にある施藥院解に皇后宮職に藥を請ふものがある
などを見てもこの施藥院の救療したことを考へし
むる。平安朝に於ては官制として存し、丹波、和
氣氏の施藥院使に任してゐる。中昔官制の弛廢に
つれて是等は漸次其實なきものとなつてしまつた
ものであらう。前田家本『施藥院補任例』に就い
て見ると、平安朝の康平治曆頃から鎌倉時代の永
仁延慶正和頃までの施藥院の補任を知ることが出
来る。例へば丹波行長は時の新院の御療治をした
こと、又其子の尙康が乾元二年父の讓によつて施
藥院使となり、又昭訓門院御産に丹參臍を上つた
ことなどを知るのであつて、又此時代の施藥院の

状態を比較的細かに知ることが出来るが、施藥を
行ふた資料は最早得べくもないので、たゞ其名稱
が舊來のものを襲ふに過ぎない所の醫術の家であ
つたであらうと思はれる。而して此處に言はんと
する施藥院が事實に於て施藥救療に従ふたと云ふ
ことは、豊臣氏の時に從來泯びてゐた施藥院の名
が再興せられたと云ふことのみでなく、施藥救濟
の古き制度が復も其精神を復活し來つたこととし
て興味あるものではなからうか。

四、

然らば、この施藥救療のことは何時の頃に行はれ
たものであるか。さきにも述べた如く、三雲家に
於ては、是は其家祖施藥院全宗の時に行ふたもの
であると言ひ傳へてゐる。施藥院全宗の事に就い
ては、已に『野史』に於ても其傳が載せられてある。
其外『本朝醫考』『本朝名醫傳』等にも見れ、又
比叡山延曆寺の藥樹院には、天和元年に胤海僧正

の建てた銅碑があつて、全宗の行狀銘并に序が刻せられある。全宗は丹波氏と稱し近江國甲賀郡に生れ、後叡山横川に入つて僧となり、信長の叡山を焚くに及んで山を下りて醫を業とし、遂に豊臣秀吉に召し出され、其寵用を受け、之れに近侍するに至つた。『伊達文書』を見ると、施藥院全宗が秀吉の旨を受けて天正十六年の頃に伊達政宗に上洛を勧め、或は政宗の所有する鷹を秀吉に献納すべきことを告げたものを初めとして、伊達家重臣片倉小十郎に宛てたる全宗の書狀數通等があつて、全宗が秀吉に用ひられた狀を見得る。『西洞院時慶卿記』には天正十九年四月四日に秀吉、全宗をして庶人が濫に禁垣に入るを禁せしめたことを記してゐる。又、全宗が信長の爲めに焼かれた叡山の再興を計つて秀吉の許を得て諸堂舎の造營を遂げた。其他にては大佛造營について高野の與山上人と共に與つたことも亦高野山文書寶簡集等

によつて其事業の蹟を知ることが出来る。而して叡山再興と共に彼は叡山藥樹院の開祖となつた。而して全宗が施藥救療のことに關しては、前述の野史、本朝醫考等にも記してゐる。野史は天正十三年七月秀吉が奏請して施藥院使に叙した、是に於て大に藥局を闢きて天下痛疾の人の爲めに施藥したとしてゐる。此記事は、『醫考實錄』を引用してゐる。全宗が施藥救濟の事業は、秀吉の時代にありとすることは、史上可成興味ある事實と謂ふべきであるけれども、併し是等の史料のみによつては、其事實の肯定には十分と言ひ難き心地がせらるゝ、さきに擧げた藥樹院の銅碑にある行狀銘并序には「值京師疾疫、宗施藥餌十旬」の文がある。十旬と云へるは、此の場合、高札の文書と對比して注意すべき記事であると言はなければならぬ。此碑は胤海僧正の建つる所であるが、文は延寶己未の年に黄蘗木菴の書したことを末尾に記し

てゐるから、延寶己未即ち延寶七年に出來上つた文である。然らば慶長四年全宗歿するの後八十年のものである。施藥院の末裔三雲氏の藏する三雲家記にも全宗が百日宛施藥をしたこと二度ありしを記して居る。三雲家記は三雲氏の後裔が其父祖の事業の書にげたものであつて時代は明かでない。何れは後代のものであるから、かの藥樹院の碑は全宗の施藥の史料として、古きものと見なければならぬ。三雲氏系圖によつて見るに、此碑を造つた胤海僧正は施藥院全宗の孫に當る人である、即ち全宗は其子秀隆天折したるを以て紀州一鷗軒宗虎の子宗伯を養子とし家業を繼がしめた。宗伯の子宗雅家を繼いたが、胤海は宗伯の子にして宗雅の弟である。又胤海は有名なる天海僧正の高足であつて、上野に住して凌雲院大僧正と稱せられた人である。而して尙天海僧正と施藥院宗伯とは親交があり、又全宗とも相識つたものと考へられる。

のである。是等の關係から考ふるときは胤海の建つた銅碑の文、全宗の施藥に關する記事に就いては、恐らく其家の傳を知り、又其關係者の縁故に於て、大なる誤謬に陥るものではないであらう。又施藥院の家に於ては胤海のときは即ち三代の時に當つて居つて、施藥のことは其祖父の業なりや其父のときに屬したりしやを混同する程の時代にてもなかつたであらう。たゞ全宗時代の他の記録等に全宗の施藥に關するものが、吾人の狭き讀書の範圍に於ては、之れを見ることが出來ないのは遺憾であつて、是れは尙今後の攻究を俟たなければならぬ。

五、

然らば第二の問題は、かの劈頭擧ぐる所の施藥の高札は是れ施藥院全宗の時のものであるかと云ふことである。高札はさきに述べた如く、年號を記して居ない。而して其字體、書風の上からの判

定は、豊臣秀吉の時代のものとして見るよりは、寧ろ時代の稍々下りて徳川初期或は中期に近き時代のものであると思はれる。是はかの家の所傳が全宗の時のものなりとするを直ちに肯定するに躊躇せしめるものである。而して若し、此高札を以て全宗以後のものにして、徳川中期近き頃に於て之れを用ゐたとするならば、施藥院に於ては、全宗以後も百日間施藥のことが行はれたと見なければならぬ。然も高札の現状は、さきに述べた如く、明かに兩度以上用ゐたことを示してゐるから三雲施藥院に於ては徳川時代に於ても度々全宗時代の如く救療施藥をしたものと考へられなければならぬ。而して其家記に於て此等に關する精細な記録を留めてゐないことは惜しむべきであるが、かの家記にある全宗が百日間二度施藥したと云ふのは或は後代其裔縁の混同したものではなからうかとも思はれる。

六、

全宗の裔孫である三雲氏が傳へて來た古文書記録類は其數甚だ多い。是等の内には、徳川時代の比較的新しき時に屬する家の記録が少くないけれど、併し又全宗及び其頃のものを見ることが出来る。

さきにも述べた如く全宗は、秀吉に寵用せられたものであつて、全宗の子秀隆も又秀吉に近侍した。其名の秀の字は秀吉より賜はつたと云はれてゐる。現存する口宣案に就いて見るに、秀隆は天正十三年三月十日には施藥院主典に任せられ、從五位下に叙せられ、翌十四年正月十一日を以て施藥院使に轉じてゐる。後侍從にも任じたが、天正十八年六月に十八歳を以て卒した。全宗は他に繼嗣なかつたを以て、醫、一鷗軒宗虎の子宗伯を養子とした。宗伯は宗虎の子ではあるが、實は其母さきに江州の三雲三郎左衛門資隆に嫁し、資隆が明智

光秀の軍に屬して山城勝龍寺の城に於て討死したる後、再び宗虎に嫁ぎたるものにて、其故宗伯は資隆の子であつた。施藥院は宗伯に至つて徳川家康に仕ふることとなり、其子孫相次ぎ施藥院を稱し來つたのである。

かくの如くなるを以て、全宗の時代の文書は豊臣秀吉關係のものが多し。秀吉朱印は都合八通（内一通寫）あり、其他家康書狀一通がある。家康書狀も、亦秀吉に關するものである。

上様御咳氣之由承候間、可罷下旨存候之處、各罷下之儀相留申候得、堅御意之由長東大藏被申候條不罷下候、御咳氣も離申候由承目出満足不過之候、日夜御誥被成御苦勞共察入候、頓而罷下萬々面談候て可申承候、恐々謹言

正月十六日

家康（花押）

この家康書狀は、家康が施藥院全宗に宛て、秀吉の病を問へるものであつて、文中に於て見る如く、全宗が秀吉の病中日夜近侍せるを窺ふべく、又、太閤朱印の内にて、左の二通の如きは、秀吉が一

鷗軒宗虎に宛てたるものにして全宗使者として向ひしを考へしむ。一鷗軒宗虎はさきに言ふ如く全宗が養嗣宗伯の父たるものである。

惟三到來之、志之程悅被思召候、猶施藥院可申由候也、

六月廿六日

（朱印）

一鷗

爲御陣見廻惟子到來之、遠路悅思召候、猶施藥院可申也、

六月廿五日

（朱印）

一鷗軒

尙一鷗軒宗虎に關しては、

淀女房共罷下候間供候て可下向候、自然途中迄出候共此朱印見次第罷歸可令供候也、

五月十日

（朱印）

一鷗軒

の如きありて、是れは秀吉の寵姬淀君の大坂に下るべきにつき一鷗宗虎に供せしめし文書に過ぎざれども、一鷗軒宗虎も亦秀吉に仕ふる者にして、さきの文書と相比して、施藥院全宗と一鷗軒宗虎の關係を知るを得、施藥院第三代なる宗伯の養嗣

となるに至る徑路を推するを得べきである。
其他にては、

城州御室戸大鳳寺貳百石、八瀬六拾石、丹州大布施八升別所
百石、水尾八十六石、合四百五拾石 付山林 竹木事 今扶助之舉、全可
領知候也、

天正十三年十一月廿一日 (朱印)

施藥院

の如きは施藥院の所領を知るを得、尙之れに關し
ては、これより以前太閤の檢地に際して除免され
たることを告げるものなごありて、又施藥院の所
領と其の特點の狀を見得るのである。

御室戸大鳳寺事雖可被成御檢地御理申上條相除者也、然者自
前之百石今度百石都合二百石分毎年無水干損可納所旨可申付
者也、若於無沙汰者惣郷可被加御成敗者也、
天正十三年十月六日 (朱印)

施藥院

或は其後の其所領なる山城白川郷に就いても、

白河郷雖可有檢地、増米出之定請令懇望之條聞之候、然者諸
入方一切不可出之也、

十二月廿日(朱品會)

施藥院

丹波國桑田郡内大布施八升別所三ヶ村都合參百四石并船原壹
石九斗之事被宛行訖、但從右内定米百石毎年可運上候也、

天正十五年十月二日 (朱印)

施藥院

以上の二通の如きも施藥院の知行地は檢地する
を免じ、其代をして一定の運上米を出すべきこと
を命じたるものであるが、其によつて施藥院知行
地の少からざるものありしを知ることが出来る。
尙

ふし見爲家作料八木五百石被下候間、手前以代官所可遣算用
候也、

慶長三卯月廿九日 (朱印)

屋くいん

の如きも、こは寫しであるけれども、又太閤より
米穀を賜ひしもの「屋くいん」とあるもの、其原
本に於ては恐らく太閤自筆なりしを考へしむる。
其他寫しにては

知行方目錄

一七百八拾壹石五斗

山城國宇治郡

大鳳寺

御室戸

志津川

一百拾石五斗

同 愛宕郡

水尾

一六拾五石五斗

同

八瀬

一參百七石

丹波國桑田郡

大布施

八升

別所

一合千貳百六拾伍石

此内 本知四百拾五石五斗

御加増八百五拾石

右所ニ山林共令扶助畢、無逆儀永代全可領知候也、

天正十九年九月十八日 (御朱印)

施藥院

是等によりて先づ施藥院全宗が豊臣氏の時代に於て用ひられし狀と、其家格の一斑を察知すべきであらう。

七、

施藥院は其後も京都にありて家業を繼承し來た其等に就いては格別記すべきこともないが、たゞ私が其外に於て、聊か興味を惹いたのは、施藥院の世代の内に、徳川時代の末に近づくに従ひて、西洋醫術の移入につれて、この古典的な家に於ても亦新輸入の學術が採用せられた事實である。其れは施藥院家の諸種の記録の内に於て偶々施藥院解體圖と云ふ一小冊を見たことである。此書は其表題には「施藥院解體圖、理究溯源、藤原孝顯寫」とあつて人体を解剖し、其解剖したる順序にしたがひて、其の圖を精密に記し又其部には夫れ和蘭語を記入したるものである。本書は開卷最初

には寛政戊午之歲仲夏上田元長の序がある。而して此の序によるに、本書は施藥院三雲環善即ち宗顯が蘭學者の小石元俊と共に寛政戊午即ち寛政十年の正月二十五日に京兆堀田侯に請ひ、其許の下

徒二人に其實狀を描かしたものである。尙其文記して「蓋施藥院歷世無觀臟之舉而今而環善君有

此舉一也」とあるは、三雲施藥院が醫學の舊家としてこゝに初めて西洋醫學の新術を攝取したことを

告げてゐる。尙本書の跋文は同年青山玄泰の記する所であつて、さきの序と相照して、解體當時の

狀況を窺ふことが出来る。其時用ひし屍體は大阪人佐兵衛三十四であつて、執刀者五人、小石元俊

之れを督し、傍觀するもの凡六十餘人であるから觀覽者の多數なりしを知る。而して環善は正坐床

上にあつて、其他には、山脇玄智、青山玄泰、檜林宗博等の名が見えてゐる、且つ解剖圖の記注者は小石元俊であり、每圖の蘭名は橋本宗吉が之に當つてゐるのも興味を惹くところである。

寛政十一年はかの前野蘭化が小塚原刑場で人体解剖を見た明和八年よりは二十七年の後であるが、

これからして解體新書の翻譯が出来て刊行するに至つた安永三年からは二十四年の後である。而して寛政十年は又江戸に於ては獨醫のレッツケが來

つて、大槻磐水が之れに就いて質疑をした時に相當る。されば又この施藥院解體圖も西洋醫術の傳

播の上に於て、殊に京都に於ける蘭學の狀況がこの施藥院なる舊家との連想に於て、又興味ある事

實でなからうか。